

# 三浦市学校給食における 食物アレルギー対応 ガイドライン

令和7年12月策定

三浦市教育委員会

# 第1章 学校給食に関する基本的な考え方および基本方針

## 食物アレルギー対応の基本的な考え方

### ●ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、国が策定した対応指針をもとに、平成23年6月策定の「食物アレルギーに対する学校給食の対応基準」を見直し、対応指針に示された『学校給食における食物アレルギー対応の大原則』に準拠した食物アレルギーのある児童・生徒により安全に学校給食を提供する体制を確保するため策定するものである。

### ●対応方針における基本的な考え方

学校給食は、児童・生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童・生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものである。このことは、食物アレルギーのある児童・生徒にとっても変わりはない。

食物アレルギーのある児童・生徒が、給食を安全に喫食することを目指すため学校給食での食物アレルギー対応を進める。

### 学校給食における食物アレルギー対応の大原則

- ・食物アレルギーを有する児童生徒にも、給食を提供する。そのためにも、安全性を最優先とする。
- ・食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。
- ・「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を毎年必須とする。
- ・安全性確保のため、原因食物の完全除去対応(提供するかしないか)を原則とする。
- ・学校および調理場の施設設備、人員等を鑑み無理な(過度に複雑な)対応は行わない。
- ・教育委員会等は食物アレルギー対応について一定の方針を示すとともに、各学校の取組を支援する。

出典：文部科学省作成「学校給食における食物アレルギー対応指針」(平成27年3月)

# 三浦市学校給食における食物アレルギー対応基本方針

## 三浦市学校給食における食物アレルギー対応基本方針 1

食物アレルギーを有する児童生徒にも、給食を提供する。そのためにも、「安全性」を最優先とする。

### 1. 「安全性」の最優先

学校給食で最優先されるべきは、「安全性」である。

保護者や児童生徒の希望は、安全性が十分に確保される方法で検討する。

児童・生徒にアレルギーが確認できた食材は、極力使用しない献立を作成する。

全員が安全に喫食できる給食作りを目指す。

### 2. 二者択一の給食提供

原因食物を「提供するかしないかの二者択一」を原則的な対応とする。

従来は、①完全除去、②少量可、③加工食品可、④調味料可等の多段階での対応をしてきたが、業務は複雑・煩雑であり、過失による事故が起きる可能性があるため行わないこととする。

### 3. 全ての教職員の食物アレルギーやアナフィラキシーに対する正しい理解

食物アレルギー児童生徒の視野に立って対応するとともに、全ての教職員が食物アレルギーやアナフィラキシーについて正しく理解し、リスク管理や緊急対応等を行う。

### 4. アレルギー対応の対象となる児童・生徒

(1) 医師の診察又は検査により、食物アレルギーまたは疾病と診断されていること。

(2) 定期的に受診し、原因食品が特定されており、医師からも食事療法を指示されていること。

(3) 家庭でも原因食品の除去を行うなど食事療法を行っていること。

※ アレルギー対応は児童・生徒のみとなる。

※ 宗教上の理由や個人の嗜好等は、食物アレルギー対応の対象としない。

## 三浦市学校給食における食物アレルギー対応基本方針 2

医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を毎年必須とする。

### 1. 学校生活管理指導表の提出

安全・安心な給食を実現し、アレルギー対応を必要最小限とするために、医師の診断により医学的根拠に基づいて記入される「学校生活管理指導表」を元に個々の児童・生徒への対応を決定する基準とする。

また、アレルギー症状は年齢とともに変化することから、状況に変化がない場合でも、必ず毎年の提出を必要とする。

### 2. 活用および管理

学校生活管理指導表は、保護者の同意のもと、個人情報に留意しながら教育委員会・学校・学校給食共同調理場業務従事者が情報を共有し、緊急時に教職員が閲覧できる状態で管理する。

## 三浦市学校給食における食物アレルギー対応基本方針 3

安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（給食を提供するかしないかの二者択一）を原則とし、誤食・誤配を防止する。

対応食を提供する原因食物は、特定原材料のうち「卵・乳」とする。

なお、「えび・かに・くるみ・そば・落花生・生卵」は学校給食には使用しない。

また、児童・生徒にアレルギーが確認できた食材は、極力使用しない。

### 1. 給食提供の二者択一

献立は普通食を基本とし、その応用としてアレルギー対応献立を実施する。

アレルギー対応献立は、過失による事故の起因となり得る複雑過剰な対応を避け、最小限の除去食を提供するかしないかの二者択一とする。（適当な代替食材が用意できる場合にかぎり、アレルギー食材を除去したものを代替食とする。）

加工食品に含まれる微量のアレルギー食材も完全除去対応を行う。たとえば、食材の原材料としての微量の混入であれば、アレルギー食材を含む食材を食べることができるとしても、その食材は提供しない。

完全除去対応には、コンタミネーションの対応は含まない。

※：コンタミネーション

食品を生産する際に、原材料として使用していないにもかかわらず、アレルギー物質が微量混入してしまう場合のこと。

## 2. 二者択一でアレルギー対応を行ったときの問題点や疑問点

### ●給食を食べられなくなる児童生徒がいる

これまで多段対応により給食を喫食していた児童生徒が、完全除去食対応となるため、一見「対応が後退した」ことを問題視される可能性がある。

個人で考えれば、一部の児童生徒で二者択一が対応の後退に映るが、この方針は学校給食における食物アレルギー対応全体の安全性向上という目的のためにおこなうものである。こうした説明を保護者に丁寧に説明し、理解を得る。

### ●重篤なアレルギーへの対応

学校給食において、食物アレルギーの原因食物に関連するものであっても症状誘発の原因となりにくい調味料・だし・添加物等については、基本的に除去する必要はないとされている。（P6 6. 除去対応を要しない食材等）このため、その状況で管理が必要な場合、対象児童生徒は重篤なアレルギーがあることを意味し、安全のため、弁当対応となる。

## 3. 誤食・誤配を防止するために

複雑な給食調理や作業を排除し、単純化等の軽減を行うことにより「安全性」を確保する。このため、学校生活管理指導表によりアレルギー対応する食材を限定し、必要最小限の対応食を提供する。

## 4. アレルギー対応を行う原因食物

### ●学校給食における対応食提供を行う原因食物は、「卵・乳」の2種類を含む食品とし、完全除去対応とする。また、「えび・かに・くるみ・そば・落花生・生卵」は、学校給食には使用しない。

### ●児童・生徒にアレルギーが確認できた食材は、極力使用しない。

●小麦アレルギーについては、重篤度は高いが加工品や調味料に多く含まれるため、完全除去食を提供するためには多段階対応とせざるを得ず安全性が確保されないところから、対応食は提供しない。

- 対応食の内容は、除去食を原則とし、食材や作業上可能な場合は、代替食を提供する。ただし、アレルギー対応献立をできる限り最小限に集約して調理するようにし、原因食物ごとに別々の献立や調理方法を設定しないよう配慮する。
- 乳アレルギーのある児童・生徒に対して微量の乳製品を含むパンについては、提供可能とする。
- 特定原材料とそれに準ずる原材料 28 品目以外別表のアレルゲンについては、詳細な献立表にもすべてを表記するのは難しいため、コンタミネーションのように極微量であってもアレルギー反応が誘発される可能性がある場合には、弁当対応となる。

別 表

特定原材料とそれに準ずる原材料 28 品目



## 5. 病気を理由とした食物アレルギー対応について

病気（乳糖不耐症等）があり、特定の食材が食べられない場合、食物アレルギー対応の対象とする。

※宗教上の理由や個人の嗜好等は、食物アレルギー対応の対象としない。

## 6. 除去対応を要しない食材等

食物アレルギーの原因食物に関連するものであっても症状の誘発の原因となりにくい「調味料・だし・添加物」については、除去対応はしない。

これらについて対応が必要な児童生徒は、当該原因食物に対する重篤なアレルギーがあることを意味し、安全な給食提供が困難であるため、弁当対応とする。

### 除去対応を要しない食材等

原因食物	除去する必要のない食材等
鶏 卵	卵殻カルシウム
牛 乳	乳糖・乳清焼成カルシウム
小 麦	しょうゆ・酢・みそ
大 豆	大豆油・しょうゆ・みそ
ゴ マ	ゴマ油
魚 類	かつおだし・いりこだし・魚しょう
肉 類	エキス

## 7. 安全な給食提供のために献立表や献立名を工夫

アレルギーの原因食物を表示した詳細な献立表を作成し、アレルギー対応者に配布する。

献立名には、極力アレルギー食材を使用していることがわかる配慮をする。

詳細な献立表の作成にあたっては、複数の関係者で確認し、誤表示や記入漏れのないようにする。

## 8. 使用食品の選定とアレルギー情報提供

加工食品等の使用食品は、できる限りアレルギー原因食物が使用されていない食品を選定する。アレルギー食材の詳細については、毎月の「詳細な献立表」に記載する。

## 9. 弁当対応の考慮対象

下記①②に該当する場合は、弁当対応とする。

### ① 極微量で反応が誘発される可能性がある等の場合 →完全弁当対応

- (ア) 調味料・だし・添加物の除去が必要
- (イ) 加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起表示）の表示がある場合についても除去指示がある
- (ウ) 多品目の食物除去が必要

- (工) 食器や調理器具の共用ができない
- (才) 油の共用ができない（揚げ油の再使用含む）
- (力) その他、上記に類似した学校給食で対応が困難と考えられる状況

## ② 「卵・乳」以外の食物アレルギーがある場合

### →全部弁当対応または一部弁当対応

保護者は詳細な献立表に記載の対応を確認し、当該給食日が全部弁当または一部弁当対応かを確認する。

### 三浦市学校給食における食物アレルギー対応基本方針 4

調理場の施設・設備、人員等を考慮し無理な（過度に複雑な）対応は行わない。調理作業においては、作業工程表・作業動線図をもとに綿密な打ち合わせのうえ、安全かつ確実な対応食を保障する。

#### 1. 献立を作成する際

原因食物の混入を防止し、複雑で煩雑な調理作業とならないように献立を作成する。

#### 2. 安全で確実なアレルギー対応食調理

アレルギー対応食担当者は、原因食物の混入がないよう常に確認を行いながら、安全で確実な対応食を作る。

また、調理後にもアレルギー原因食物の混入や取り違えが起きないよう管理・配缶し、各学校へ配達する。

### 三浦市学校給食における食物アレルギー対応基本方針 5

校内に食物アレルギー対応検討委員会を設置し、組織的に対応する。

#### 1. 設置の主旨・委員構成

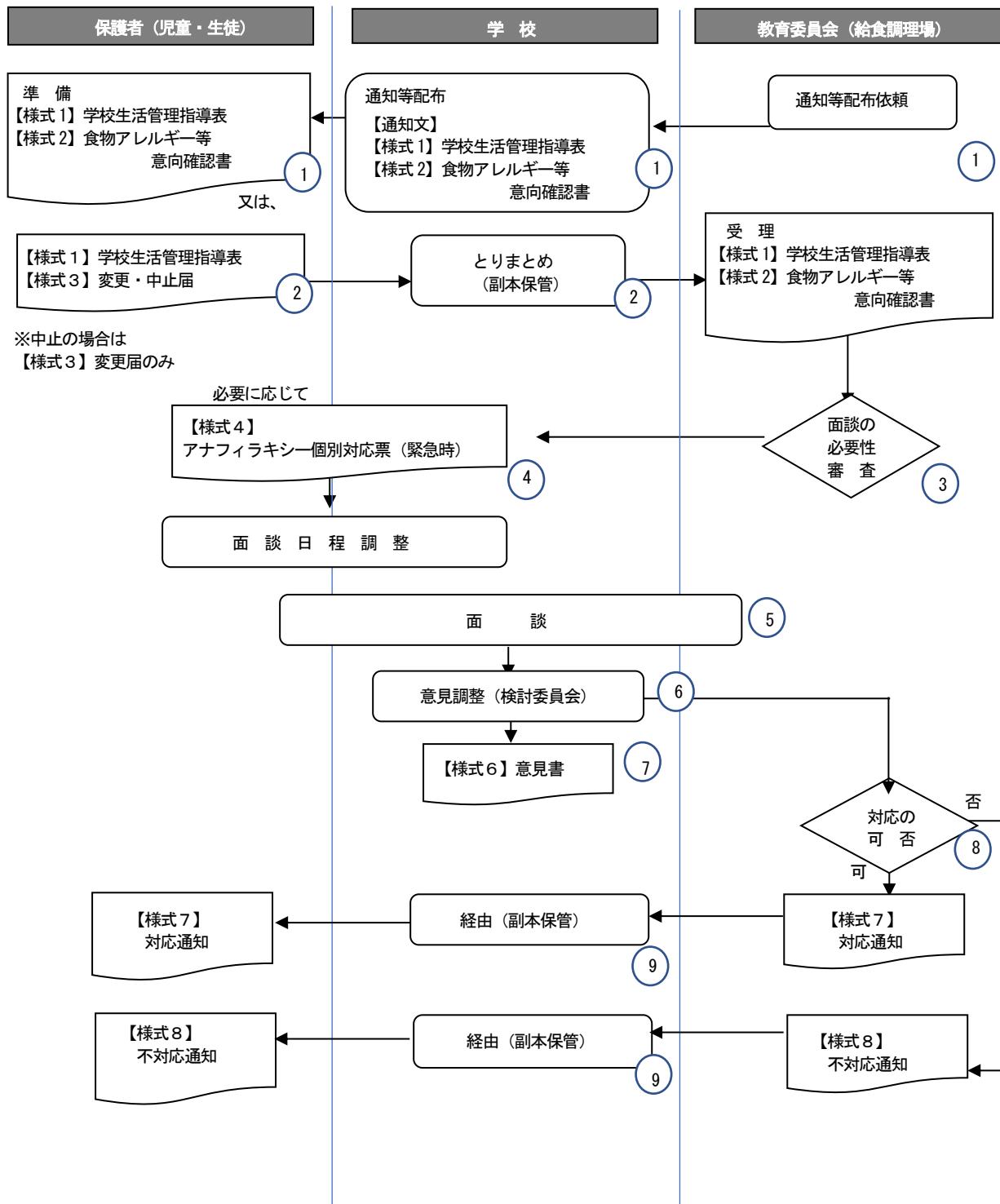
校長を責任者とし、関係者で組織する食物アレルギー対応検討委員会を校内に設置する。検討委員会の所掌事項等は、学校給食アレルギー対応検討委員会設置要領に規定する。

## 第2章 学校給食における食物アレルギー対応

### I 対応決定と管理

#### 1 関係者・関係機関の役割と手順

対応の可否の決定は、おおむね次の関係者・関係機関の役割と手順によるものとし、転入や新たなアレルギー症状の発症、既存症状の変化など、臨時に対応の可否を決定する必要がある場合にも、次の手順に準じて行うものとする。



## (1) 食物アレルギーに対する学校給食の対応に関する文書配布

教育委員会は、翌年度における食物アレルギーに対する学校給食の対応を決定するため、毎年12月に、下記のとおりの文書を学校長に配布するものとする。

### ア 新入学児童の保護者あて

通知文	食物アレルギーに対する学校給食の対応について
【様式1】	学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）
【様式2】	食物アレルギー対応等意向確認書

### イ 現年度に学校給食のアレルギー対応を実施している児童生徒の保護者あて

通知文	食物アレルギーに対する学校給食の対応について
【様式1】	学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）
【様式2】	食物アレルギー対応等意向確認書

### ウ 現年度小学1年生から中学2年生の在校生の保護者あて

通知文	食物アレルギーに対する学校給食の対応について
-----	------------------------

## (2) 食物アレルギー対応等意向確認書類の提出

アレルギー対応を希望する保護者は、教育委員会が毎年定める提出期限までに、【様式1】学校生活管理指導表、および【様式2】食物アレルギー対応等意向確認書を各学校に提出するものとする。

ただし、転入や新たなアレルギー症状の発症、既存症状の変化など、臨時で対応の可否又は変更を希望する該当児童・生徒の保護者が新たに対応を希望する場合

すでに対応をしている児童・生徒に対する対応の変更を希望する場合には、

【様式3】食物アレルギー対応（変更・中止）届を学校長に提出するものとする。

この場合、【様式3】食物アレルギー対応（変更・中止）届は、前月15日までに調理場へ【様式6】食物アレルギー対応の可否に係る意見書を提出した場合、翌月からの対応となる。

食物アレルギー対応を希望する場合にあたって提出期限の、食物アレルギー対応（変更・中止）届けにあっては提出日の3か月以内に発行された【様式1】学校生活管理指導表を添付するものとする。

保護者からの【様式2】食物アレルギー対応等意向確認書を受領した学校長は、これをまとめ、副本を保管するとともに、提出期限後又は受領後すみやかに教育委員会に提

出するものとする。

アナフィラキシーなどのショック症状を起こすおそれのある児童・生徒については、学校が必要に応じて、緊急時の対応や学校生活上の留意点を、保護者、主治医で話し合い、確認された内容を【様式4】アナフィラキシー個別対応票（緊急時）に記入し、緊急時の対応に備えるものとする。アナフィラキシー個別対応票（緊急時）については、教育委員会に提出する必要はなく、原本は学校長が保管するものとする。

### （3）面談

面談は、個別に行うものとし、学校管理職、栄養教諭等、養護教諭、当該児童・生徒の担任および保護者で行うものとする。ただし、養護教諭および、当該児童・生徒の担任については、やむを得ない理由がある場合に限り、他の教諭をもって代理することができるものとする。面談内容は、【様式5】食物アレルギー児童・生徒面談記録票に記録するものとする。

### （4）食物アレルギー対応の可否に係る意見書

学校は、この基準による対応を希望する保護者すべての面談終了後すみやかに、学校給食アレルギー対応検討委員会を招集する。

学校給食アレルギー対応検討委員会は、【様式1】学校生活管理指導表および面談の結果をもとに、【様式6】食物アレルギー対応の可否に係る意見書を調製し、教育委員会あてに提出するものとする。

### （5）食物アレルギー対応の可否決定

教育委員会は、前項の意見書および学校生活管理指導表・食物アレルギー対応等意向確認書・食物アレルギー児童・生徒面談記録票をもとに毎年4月上旬に、転入や新たなアレルギー症状の発症等、臨時の各校学校給食アレルギー対応検討委員会を開催した場合には隨時、食物アレルギー対応の可否を決定し、対応可のときは、【様式7】食物アレルギー対応通知を、否のときは【様式8】食物アレルギー不対応通知を、学校を経由して保護者あて交付するものとする。この際、学校長は、副本を保管するものとする。

## 2 学校給食アレルギー対応検討委員会

この基準による対応の可否に係る意見書を調製することを目的とし、各校に学校給食アレルギー対応検討委員会（以下、「検討委員会」という。）を設置する。

検討委員会は、学校長と関係者・その他必要と認めるもので構成し、学校医などの意見を聴くことができるものとする。

検討委員会は、検討委員会設置要領【別紙1】を教育委員会が定め、設置し、運営するものとする。

### 3 学校給食アレルギー対応に関する個人情報の管理

#### (1) 管理責任

学校給食アレルギー対応に関する個人情報は、学校給食課が正本を、各校が副本を個人別にファイルし管理するものとし、それぞれの個人情報について、学校給食課および各校にあっては各校校長が責任を持って管理するものとする。

#### (2) 個人情報の活用

アナフィラキシー<sup>※1</sup>などのショック症状を起こすおそれのある児童・生徒について、当該症状の発症時において、関係者が迅速かつ適切な処置を行うため、前項に定める学校給食アレルギー対応に関する個人情報管理者は、個人情報の管理場所等の管理方法および内容について関係者に周知し、関係者は適切かつ適正な活用に心がけるものとする。

#### (3) 保存期限

学校給食アレルギー対応に関する個人情報は、当該児童・生徒が中学校を卒業するときまたは転出するときまで保管するものとする。当該児童が三浦市立中学校に入学する際、当該児童が在籍する小学校長は、入学する中学校長に個人情報を引き継ぐものとする。

---

### 1 関係者・関係機関の役割と手順

アレルギー対応は、おおむね次の関係者・関係機関の役割と手順によるものとし、転入や新たなアレルギー症状の発症、既存症状の変化など、臨時で対応する必要がある場合にも、次の手順に準じて行うものとする。

#### (1) 献立表の作成・決定

教育委員会は、毎月10日までに食物アレルギー学校給食献立予定表を作成し、各校に配布するものとする。学校は、食物アレルギー学校給食献立予定表を受領後、すみやかにこれをアレルギー対応対象児童・生徒の保護者に送付するものとする。この際、学長は、副本を保管するものとする。

#### (2) 献立別食物アレルギー対応

教育委員会は、食物アレルギー学校給食献立予定表をもとに調理業務受託者をもって

---

※：アナフィラキシー

アレルギーのうちで、特に症状の激しいもの。薬物ショックなど。さらにアナフィラキシーの激しい場合、アナフィラキシーショックといい、じんましん・呼吸困難・下痢・低血圧などが起こり、生命の危険をともなうことがある。

献立別食物アレルギー対応を行い、学校給食課長および栄養教諭等は、毎食ごとの検食を行い、2週間の保存を行うこととする。

## 2 アレルギー対応食の提供方法

### (1) 運搬

アレルギー対応食は、該当児童・生徒の学校名、学年、学級および氏名を明記した個人別専用容器に入れ、ピンクのトレーとともに学校給食共同調理場から各校配膳室まで運搬するものとする。

### (2) 配膳

配膳は、ピンクのトレーを使用し専用容器のまま配膳し、配膳された児童・生徒は、各自給食用の食器にあけるものとする。この際、低学年児童については、必要に応じて担任が補助するものとする。

## 3 アレルギー対応食に対する正しい認識の普及啓発

### (1) 学校長の役割

学校長は、すべての児童・生徒、保護者および教職員に対し、アレルギー対応食に対する正しい認識の普及啓発、適切な環境づくりに努める。この際、次の点について特に留意するものとする。

- ア 食物アレルギーは単に好き嫌いではなく、疾患の一つであること。
- イ 自分にとっては何でもない食物が人によっては、命に関わること。
- ウ 「同情」、「哀れみ」などは不要で、アレルギー対応食を食べなければならない子の努力を認めるとともに、違いがあることを周囲が認め、ありのままの環境をつくること。
- エ 食物アレルギーのある児童・生徒に対する誹謗中傷などが起きないよう十分配慮すること。

### (2) 養護教諭の役割

養護教諭は、アレルギー対応食に対する正しい認識の普及啓発に関する学校長の役割の履行に関し、必要な補助に努める。

### (3) 担任の役割

該当児童・生徒自らが食事に対する注意を払うことの大切さについて、常日頃から指導する。また、児童・生徒には、毎日の献立とアレルギー対応食の有無および方法について、日々の確認を怠らないよう指導するとともに、保護者との共通認識を図るよう指導に努める。

## 4 食物アレルギーによると思われる症状への対応

### (1) 対応の原則

学校において食物アレルギーによる症状を発症した児童・生徒に対し、次のような処置を行うことを原則とする。

#### ア 管理職への連絡

食物アレルギーによる症状を発症した児童・生徒を確認した者は、すみやかに管理職へ連絡をするものとする。

#### イ 保護者への連絡

食物アレルギーによる症状を発症した児童・生徒を確認した者は、その症状が重度であると思われる場合、速やかに保護者へ連絡をするものとする。軽度であると思われる場合には、養護教諭の観察の後、保護者へ連絡をするものとする。

#### ウ 複数での対応

食物アレルギーによる症状を発症した児童・生徒への対応は、複数でこれに当たるものとする。

#### エ 個人ファイルの確認

食物アレルギーによる症状を発症した児童・生徒への対応に当たり、アレルギーに関する個人ファイルの有無及び内容を確認して行うものとする。

#### オ 経過観察

食物アレルギー即時型は、食事後5分～2時間程度で発症、特に15分～30分に発症することが多いが、短時間で急変することがあるので、発症時に軽度であっても以後の経過観察を怠らないようにする。

#### カ 帰宅時の注意事項

症状が安定し帰宅させる場合、児童・生徒一人では帰宅させず、保護者が迎えに来るものとする。

### (2) 応急処置

アレルゲンを含む食品を誤食又は皮膚に付着した場合においては、次の応急処置を行うものとする。

#### ア アレルゲンを含む食品を口に入れた場合（誤食）

飲み込まれて吐き出させ、口の中を水ですすぎ、口腔内に異物がないことを確認する。

#### イ アレルゲンを含む食品が皮膚に付着した場合

付着物をすばやくふき取り、水で洗い流し、触った手で眼をこすらないように指導する。

### (3) 事後処置

#### ア 薬の服用

薬を服用しなければならない児童・生徒に関しては、薬を持参していることを担任が把握し、薬の服用の責任は本人や保護者が持つこととする。

#### イ 医療機関への搬送

アナフィラキシー症状や、ショック症状を起こしていると考えられる場合には、救

急車要請などにより、すみやかに医療機関に搬送するものとする。この際、救急車到着までの間は、衣服をゆるめ、安静にして観察する。血圧の低下が疑われるときは、あおむけにして足側を15cm～30cmほど高くする。

### III 給食費の取扱い

給食費の取扱いについては、三浦市学校給食会が定める「給食費の取扱いに関する手続きについて」において規定に基づき行う。

食物アレルギーの対応に関する様式等

- 【様式 1】 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）
  - 【様式 2】 令和 8 年度 食物アレルギー対応等意向確認書
  - 【様式 3】 食物アレルギー対応（変更・中止）届
  - 【様式 4】 アナフィラキシ個別対応票（緊急時）
  - 【様式 5】 食物アレルギー児童生徒 面談記録票
  - 【様式 6】 食物アレルギー対応の可否に係る意見書
  - 【様式 7】 食物アレルギー対応通知
  - 【様式 8】 食物アレルギー不対応通知
- 
- 【別紙 1】 学校給食アレルギー対応検討委員会設置要領
  - 【別紙 2】 面談について

【様式1】学校生活管理指導表

名前 _____ (男・女) _____ 年 _____ 月 _____ 日 生 _____ 月 _____ 日 組 _____		提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
<p>※この生活管理指導表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要となつた場合に医師が作成するものです。</p> <p><b>病型・治療</b></p> <p><b>A 食物アレルギー病型 (食物アレルギーありの場合のみ記載)</b></p> <p>1. 即時型 2. 口腔アレルギー症候群 3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー</p> <p><b>B アナフィラキシー病型 (アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載)</b></p> <p>1. 食物 (原因) 2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 3. 運動誘発アナフィラキシー 4. 昆虫 5. 医薬品 6. その他 ( )</p> <p><b>C 原因食物・除去根拠</b></p> <p>ア) 該当する原因食物の番号に○を記載 イ) 該当する具体的な食品名に○を記載 ウ) 除去根拠の申からざる該当する番号を『 』に記載 →パンに含まれる乳は喫食可能か? 『 可 』・『 不可 』</p> <p>ア) 原因食物 イ) 具体的な食品名 ウ) 除去根拠</p> <p>1. 鶏卵 2. 牛乳・乳製品 3. 小麦 4. ソバ 5. ピーナッツ 6. 甲殻類 7. 木の実類 8. 果物類 9. 魚類 10. 肉類 11. その他 1 12. その他 2 ( )</p> <p>①明らかな症状の既往 ②食物経口負荷試験陽性 ③IgE抗体等検査結果陽性 ④未採取</p> <p>鶏卵 : 卵殻カルシウム 牛乳 : 乳糖・乳清焼成カルシウム 小麦 : 醤油・酢・味噌 大豆 : 大豆油・醤油・味噌 ゴマ : ゴマ油 魚類 : かつおだし・いりこだし・魚醤 肉類 : エキス</p>			
<p><b>学校生活上の留意点</b></p> <p><b>★保護者</b> 電話: _____</p> <p><b>★連絡医療機関</b> 医療機関名: _____</p> <p><b>緊急時連絡先</b></p> <p><b>A 給食</b> 1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p><b>B 食物・食材を扱う授業・活動</b> 1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p><b>C 運動 (体育・部活動等)</b> 1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p><b>D 宿泊を伴う校外活動</b> 1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p><b>E 原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要なものの</b></p> <p>※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。</p>			
<p><b>F その他の配慮・管理事項(自由記述)</b></p> <p><b>D 緊時に備えた処方薬</b></p> <p>1. 内服薬 (抗ヒスタミン薬、ステロイド薬) 2. アドレナリン自己注射薬 (「エピペン®」) 3. その他 ( )</p>			
<p>学校における日常の取り組み、および緊急時の対応に活用するため、本票に記載された内容を学校の全教職員および関係機関等で共有することに同意します。</p> <p>保護者氏名 _____</p>			

## 【様式2】

年 月 日

## 年度 食物アレルギー対応等意向確認書

三浦市教育委員会 様

保護者氏名

印

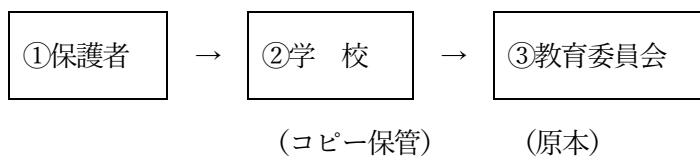
食物アレルギーに対する学校給食の対応について、下記のとおり、学校生活管理指導表を添えて提出します。

記

学校名	三浦市立	学校	学年 組 注 (申請時点)	年 組
(ふりがな) 児童生徒氏			生年月日	年 月 日
住 所			電話番号	
対応希望	<input type="checkbox"/> する • <input type="checkbox"/> しない <small>□するにチェックした場合のみ、下段の「希望する対応内容」にチェックを入れてください。</small>			

希望する対応内容	
申請内容	<input type="checkbox"/> 牛乳のみ飲用
	<input type="checkbox"/> 全部弁当の持参
	<input type="checkbox"/> 卵アレルギーの対応食の提供
	<input type="checkbox"/> 乳アレルギーの対応食の提供
	<input type="checkbox"/> 詳細な献立表の配布（一部弁当持参含む）

注) 学校名、学年 組は、申請時点で記入してください。ただし、小学校に入学される方は、入学予定の学校名と学年 組欄に「新1年」と記入し、組の欄は空欄としてください。



【様式3】

年 月 日

食物アレルギー対応（変更・中止）届

三浦市教育委員会 様

保護者氏名

印

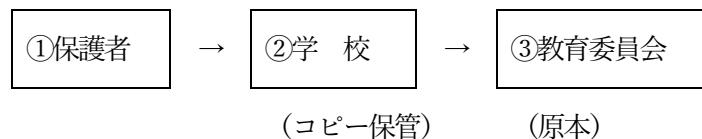
食物アレルギーに対する学校給食の対応について、次のとおりお願いします。

児童・生徒名	
在籍校学年組	学校 年 組
対応希望	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 中止
変更内容	

（ア） 新たな食物アレルギー発症等で食物アレルギー対応変更を希望される場合は、提出日の

3ヶ月以内に発行された【様式1】学校生活管理指導表を添付してください。

（イ） 対応変更の可否を決定するに当たり、必要に応じて面談を行います。

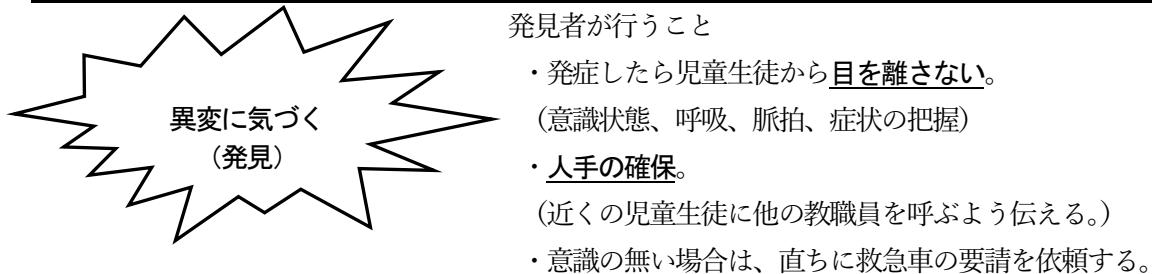


【様式4】表

アナフィラキシ一箇別対応票（緊急時）

※ 緊急時の対応や学校生活上の留意点については、【様式1】学校生活管理指導表および【様式2】食物アレルギー対応等意向確認書をもとに、学校、保護者、主治医で話し合い、確認された内容を記入する。また、内容変更の有無について毎年確認する。

児童生徒氏名	男・女	生年月日 年      月      日生
--------	-----	--------------------------



全職員で対応する 校長・教頭等が全体を把握し対応者への指示を行う。

応急処置 (使用の目安、保管方法等、主治医から指示されている内容)

- ・内服薬： \_\_\_\_\_
- ・エピペン® (0.15 mg 0.3 mg) : \_\_\_\_\_
- ・その他： \_\_\_\_\_

※「エピペン®」は本人もしくは保護者が自ら注射する目的で作られたものであるが、本人自ら注射できない緊急時に限り、救急救命士や教職員が注射できる。(使用した注射器は受診した医師に渡す。)

保護者への連絡 自宅 ( )

- ・母携帯 ( )
- ・( )
- ・父携帯 ( )
- ・( )

救急車への要請 119

要請の目安： \_\_\_\_\_

搬送先医療機関名： \_\_\_\_\_ (TEL \_\_\_\_\_)

診療科： \_\_\_\_\_ 主治医名： \_\_\_\_\_

ID (カルテ) 番号： \_\_\_\_\_ (カルテがある場合)

※ エピペン®が処方されている場合、救急車要請時、その旨を伝える。

その他の対応

- ・症状の記録・周囲の児童生徒への対応・救急隊の誘導 など

【学校保管】

(学校生活上の留意点については裏面参照)

## 【樣式4】裏

### アナフィラキシー個別対応票（学校生活上の留意点）

【様式5】表

食物アレルギー対応等に関する面談記録表

児童・生徒氏名：\_\_\_\_\_

小学校

年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度
学年・組	年 組	年 組	年 組	年 組	年 組	年 組
面談日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
面談者続柄						
記入者						
変更	—	なし・あり	なし・あり	なし・あり	なし・あり	なし・あり

中学校

年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度
学年・組	年 組	年 組	年 組
面談日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
面談者続柄			
記入者			
変更	なし・あり	なし・あり	なし・あり

※当てはまる事柄を○で囲み、必要事項を記入してください。

【質問1】食物アレルギーを起こす原因食物は何ですか？ 食物名（ ）
【質問2】現在除去中の食物はありますか？ いいえ・はい（食物名： ）
【質問3】運動でアレルギー疾患を起こしたことはありますか？ いいえ・はい（食事との関係あり・食事との関係なし・不明）
【質問4】アナフィラキシーショックの経験がありますか？ いいえ はい（回数： 回）（最後の発症年月：平成・令和 年 月） (原因： )
【質問5】現在アレルギー疾患の治療のため使用している薬はありますか？ いいえ・はい：内服薬・吸入薬・外用薬・注射薬・その他（ ）

【様式5】裏

<p>【質問 6】学校に携帯を希望する薬はありますか？</p> <p>いいえ</p> <p>は い：(薬剤名 : )          (使用方法 : )          (使用の目安 : )          (携帯場所 : )</p>	
<p>【質問 7】万が一、アレルギー反応を起こした時の対応方法は？</p> <p>①対応方法 ( )          ②緊急時の連絡先 ( )          ③診療機関 (診療機関名 : ) 主治医 : )</p>	
<p>【質問 8】学校給食に配慮が必要ですか？</p> <p>いいえ          は い → 具体的な対応は学校と要相談</p>	
<p>【質問 9】主治医より運動や課外活動・調理実習・宿泊・学校生活等で注意を受けていますか？</p> <p>いいえ          はい 指導内容 [ ]</p>	

調理場記入欄	【給食の対応】		【給食費】
	<input type="checkbox"/> 牛乳のみ飲用		牛乳代金のみ徴収
	<input type="checkbox"/> 全部弁当の持参		徴収なし
	<input type="checkbox"/> 卵アレルギーの対応食の提供		全額徴収
	<input type="checkbox"/> 乳アレルギーの対応食の提供		牛乳代金減額
	<input type="checkbox"/> 詳細な献立表の配布（一部弁当持参含む）		全額徴収
	【特記事項】		

面談記録確認欄			
学 校		給食調理場	
管理職	養護教諭	担 任	栄養教諭等

【様式6】

食物アレルギー対応の可否に係る意見書

年 月 日

三浦市教育委員会 様

学校 学校給食アレルギー対応検討委員会

食物アレルギー個別対応調査票または食物アレルギー対応（新規・継続・変更・中止）届により学校給食の対応、変更、または中止の依頼があった下記児童・生徒に対し、食物アレルギーに対する学校給食の対応基準に基づく対応について、下記のとおり意見を具申します。

【対応可能な児童・生徒】

No.	児童・生徒名	学年組	対応内容
1		年 組	
2		年 組	
3		年 組	
4		年 組	
5		年 組	
6		年 組	
7		年 組	
8		年 組	
9		年 組	
10		年 組	

【様式 6】裏

【対応が困難な児童・生徒】

No.	児童・生徒名	学年組	理 由
1		年 組	
2		年 組	
3		年 組	
4		年 組	

## 【様式 7】

## 食物アレルギー対応通知

年 月 日

保護者氏名 様

## 三浦市教育委員会

年 月 日付けで提出いただいた食物アレルギー対応等意向確認書により学校給食の対応、変更、または中止の依頼があった下記児童・生徒に対し、食物アレルギーに対する学校給食の対応基準に基づき下記のとおり対応することとしましたので、通知します。

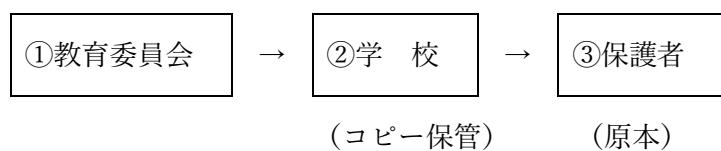
児童・生徒名					
在籍校学年組	小学校 年 組				
対応開始年月日	年 月 日				
対応区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 繼続 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 中止				
実施対象の原因食品名					
対応方法	<input type="checkbox"/> 牛乳のみ飲用 <input type="checkbox"/> 全部弁当の持参 <input type="checkbox"/> 卵アレルギーの対応食の提供 <input type="checkbox"/> 乳アレルギーの対応食の提供 <input type="checkbox"/> 詳細な献立表の配布（一部弁当持参含む）				

※ 調理場の作業工程等により本通知に記載されている対応ができない場合もありますのでご了ください。

### 【具体的の対応等】

今後は、毎月10日までに学校から配布される翌月の食物アレルギー学校給食献立予定表をご確認ください。

新たなアレルギー症状の発症、既存症状の変化など、臨時で対応する必要がある場合には、担任にご相談ください。食物アレルギー対応通知により決定した対応にご不明な点がある場合は、担任にお申し出ください



【様式8】

食物アレルギー不対応通知

年 月 日

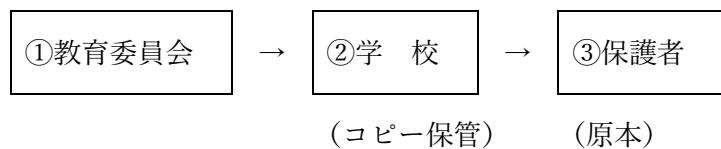
保護者氏名 \_\_\_\_\_ 様

三浦市教育委員会

年 月 日付けで提出いただいた食物アレルギー個別対応調査票または食物アレルギー対応（新規・継続・変更・中止）届により学校給食の対応、変更、または中止の依頼があった下記児童・生徒に対し、食物アレルギーに対する学校給食の対応基準に基づき下記のとおり対応しないこととしましたので、通知します。

児童・生徒名			
在籍校学年組	学校 年 組		
対応区分	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 変更	<input type="checkbox"/> 中止
不対応の理由			

食物アレルギー不対応通知により決定したことについて、ご不明な点がある場合には担任にお申し出ください。



## 【別紙1】

### 学校給食アレルギー対応検討委員会設置要領

#### (設置)

第1条 食物アレルギーに対する学校給食の対応基準に基づき、当該基準による対応の可否等に係る意見書を調製することを目的とし、学校給食アレルギー対応検討委員会（以下、「検討委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について協議し、教育委員会に意見書を提出するものとする。

- (1) 学校給食アレルギー対応の可否に関すること。
- (2) その他学校給食アレルギー対応に関すること。

#### (組織)

第3条 検討委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 教頭
- (3) 養護教諭
- (4) 給食担当教諭
- (5) 担任

その他学校が必要と認める者、若干名

#### (会長及び副会長)

第4条 検討委員会に、会長1人、副会長1人を置く。

- 2 会長は、校長をもってあて、会務を総理する。
- 3 副会長は、教頭1名をもってあて、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

#### (会議)

第5条 検討委員会の会議は、必要に応じ学校が招集し、会長がその議長となる。

- 2 検討委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

#### (意見の聴取)

第6条 検討委員会は、必要があると認める時、学校医の関係者に会議への出席を求める、その意見又は説明を聞くことができる。

#### (委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が検討委員会に諮って定める。

## 附 則

#### (施行期日)

- 1 この要領は、平成23年6月1日から施行する。

## 【別紙2】

### 面談について

面談は、「学校生活管理指導表」及び「食物アレルギー対応等意向確認書」をもとにして行う。

食物アレルギーに対する学校給食の対応の対象者は、次の3点すべてに該当することが条件としていることを確認する。

- (1) 医師の診察又は検査により、食物アレルギーまたは疾病と診断されていること。
- (2) 定期的に受診し、原因食品が特定されており、医師からも食事療法を指示されていること。
- (3) 家庭でも原因食品の除去を行うなど食事療法を行っていること。

#### 1 面談者に確認すること

- ① 食物アレルギーまたは反応の原因となる食品
- ② 家庭での除去食・代替食の状況等（食事に関する医師からの指示）
- ③ 食物アレルギーまたは反応の症状・既往症（アナフィラキシーの経験）
- ④ 診療機関（主治医名、受診状況、服薬等）
- ⑤ 緊急の場合の対応方法と連絡先、学校生活での留意点

#### 2 面談者に知らせること

- ① 各個人の食物アレルギー対応の内容について、職員全員の共通理解とすること
- ② 毎年、学校生活管理指導表および食物アレルギー対応等意向確認書を提出し面談を行うこと
- ③ 医師の診断に変更があった場合は学校に連絡をすること
- ④ 給食での対応可能な範囲
- ⑤ 除去食対応・代替食対応については、返金は行わないこと
- ⑥ 薬の服用の責任は本人や保護者が持つこと

#### 3 面談者にお願いすること（保護者が自分の子に伝えておくこと）

- ① 本人が食物アレルギー体質であることを十分に理解させる（食事制限が必要なこと、給食の食べ方など）
- ② 主治医からの指示内容を子どもの理解度にあわせてわかりやすく説明し、理解させる
- ③ 食物アレルギー対応給食の該当日は子どもと一緒に、何を食べるのか、何が食べられないのかを、献立表などで確認し、理解させる
- ④ 薬を学校へ持参する場合、その管理と使用法について子どもに十分に説明し、理解させる
- ⑤ 学校で具合が悪くなったときは、すぐに児童・生徒自らが教職員や、まわりの人に申しでるように伝える